

個人

住宅宿泊事業開始にかかる届出書類一覧

No.	書類名	分類	備考	✓欄
1	届出書	○	住宅宿泊事業法施行規則 第一号様式 別途本人確認資料が必要	
2	委任状（任意様式）	△	事業を営もうとする者からの委任を受けて届出を行う場合提出	
3	住宅の登記事項証明書	○	届出前3か月以内に発行されたものであること ※管轄の法務局に申請	
4	届出住宅について、入居者の募集が行われていることを証する書類	△	入居募集広告の写し等 届出住宅について、入居者の募集が行われている場合に提出	
5	届出住宅が随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類	△	・届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し、高速道路の領収書の写し等 または ・届出住宅で発生する光熱水費のいずれかの領収書の写し等 ・随時居住していることの念書（任意様式） 別荘やセカンドハウス等、届出住宅が、随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている場合に提出	
6	宿泊者が宿泊する間不在とならない旨の誓約書（任意様式）	△	署名捺印が必要 別荘やセカンドハウス等、届出住宅が、随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている場合に提出（居住類型が「現に人の生活の本拠として使用されている家屋型」であっても、ヒアリングの結果必要になる場合あり）	
7	住宅の図面（寸法が記入されたもの）	○	以下の項目について記載してあるもの ・台所、浴室、便所及び洗面設備の位置 ・住宅の間取り及び出入口 ・各階の別 ・居室（法第五条に規定する居室をいう。第九条第四項第二号において同じ。）、宿泊室（宿泊者の就寝の用に供する室をいう。以下この号において同じ。）及び宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く。）のそれぞれの床面積	
8	賃貸借契約書及び転貸借契約書	△	届出住宅において、届出者が賃借人又は転借人である場合に提出	
9	賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物及び転借物の転貸を承諾したことを証する書面	△	届出住宅において、届出者が賃借人又は転借人である場合に提出	
10	届出住宅の専有部分の用途に関する規約の写し	△	届出住宅がある建物が二以上の区分所有者が存する建物で、人の居住の用に供する専有部分のあるものである場合に提出	
11	管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類	△	東京都ガイドライン 様式3 NO.9において、規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合に提出	
12	管理受託契約の締結時に交付された書面の写し	△	届出者が住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託する場合に提出	
13	欠格事由に該当しないことを誓約する書面	○	東京都ガイドライン 様式6	
14	届出者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書（身分証明書）	○	届出前3か月以内に発行されたものであること ※本籍地の市町村に申請	
15	届出者の法定代理人の登記事項証明書	△	届出前3か月以内に発行されたものであること 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合に提出	
16	事前周知内容記録書	○	東京都ガイドライン 様式1	
17	届出住宅の安全確保に関する国土交通大臣告示との適合状況についてのチェックリスト	△	東京都ガイドライン 様式2	
18	消防法令に関する事前相談記録書	○	東京都ガイドライン 様式4	
19	書留用の切手を貼付した返信用封筒（角2）	△	届出受理後、交付された標識を郵送で受取る場合は提出	

(注) ○印は必須、△印は該当の場合のみ提出。

提出の際は、✓欄にチェックし全ての書類が揃っていることを確認してください。